

(H30. 2. 28 甲府地裁刑事部・甲府家裁総務課)

裁判員経験者の意見交換会議事録

日時 平成29年12月5日 午後2時～午後4時15分
場所 甲府地方裁判所裁判員候補者待合室
参加者 裁判員経験者 8名 (着席順に「1番」等表記)
裁判官 望月千広
検察官 佐野嘉信
弁護士 中村光太郎
司会者 丸山哲巳 (甲府地裁刑事部部総括判事)
概要 下記のとおり

記

(司会者)

本日はお忙しいところ、裁判員あるいは補充裁判員の経験者の方との意見交換会にお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。私は、甲府地方裁判所で裁判長を平成28年4月から務めさせていただいております丸山と申します。本日は、司会を務めさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

今回は、昨年10月から今年の2月までの間に、甲府地裁で行われた裁判員裁判の四つの事件につきまして、裁判員や補充裁判員として参加された皆様に集まっておいております。昨年の秋ぐらいから甲府地裁では非常に重大な事件が続いていますが、ちょうど10月から2月までは、その重大な事件の裁判員裁判の審理が立て続けに行われた時期でしたので、今日のテーマは重大事件を担当しての感想や御意見を重点的に聞きするという趣旨で意見交換会を開かせていただきたいと思います。皆様からは、忌憚のない御意見をいただければ大変ありがたいと思っております。今回の席には裁判官と検察官と弁護士にも出席をしてもらっていますので、簡単に自己紹介をお願いします。

(裁判官)

裁判官の望月と申します。私は、実はこの4月からこちらで仕事をしておりますので、今回対象になっている事件に直接は関わっていないのですが、今日は是非皆さんからの率直な御意見を伺えればと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

(検察官)

検察官の佐野と申します。裁判員の皆様方に御審理いただいた事件の多くについて、主任検察官として担当をいたしました。裁判員の皆様の率直な御意見をいただくことで、次回以降に参考にしたいと思っておりますので、忌憚のない御意見をいただければと思います。よろしく申し上げます。

(弁護士)

山梨県弁護士会の弁護士の中村光太郎と申します。この間は、1件、裁判員裁判の弁護人をいたしました。皆様の御意見で、改善に努めたいと考えておりますので、御意見をよろしく申し上げます。

(司会者)

では、まず昨年10月から2月までの四つの事件を簡単に紹介させていただきます。一つ目が富士河口湖町での少年による祖父母二人を殺した事件、これは1番の方が御担当されましたけれども、二人の殺人、少年の被告人という事件でした。事実関係自体は争いがなかったんですが、争点は量刑で、そもそも二人の殺人という重大事件である上に、少年が被告人であったということで、少年が起こした刑事事件という難しさ、それから量刑を決めるに当たっては、精神鑑定の話があったり、生育歴のエピソードなどが出てきたので、そういうものを踏まえてどう判断するかという非常に難しい事件であったと思います。二つ目の事件以降がいわゆるフィリピン、マニラの保険金殺人の事件で、2番以降の方に担当いただいております。まず、2番と3番の方には、そのうちの最初の事件、4人組の一人に対する殺人被告事件を担当いただき、被告人が他の共犯者とともに被害者に保険金を掛けた上で、フィリピンでヒットマンに銃撃させて殺害したという事件でした。最初の事件では、被告人

は事実関係を認めていて、争点は量刑ということでしたけれども、これ自体保険金殺人という非常に重大な事件である上に、複数が絡んで計画的に行われていて、しかも海外の殺人であるということで、経緯が長くて難しい事件でした。最初の富士河口湖町での少年による殺人事件は、公判審理3日で評議2日、判決が1日でトータル6日の事件でした。今の2番目のマニラの保険金殺人の最初の事件、これも公判審理4日で、トータル判決まで6日間で審理した事件でした。4番から6番までの方に担当いただいたのは、共犯者の一人に対する殺人幫助の事件でして、これは同じくマニラでの保険金殺人事件を行う上で、被告人が被害者の写真を提供したり、ヒットマンの報酬を手渡したり、成功報酬を保管したという殺人幫助の事件でした。この事件では、客観的な事実関係には争いはなかったものの、被告人としては殺人の手助けをしている認識はなかったということで、いわゆる故意が争われる事件になりました。しかも、この被告人が外国人だったことで、通訳を介した審理になりましたので、通訳を介するということが時間もかかる事件でした。したがって、この事件は公判審理の始めから終わりまで4週間近くかかって審理をし、公判審理は7日で、評議、判決も含めると10日間を4週間弱で行ったという事件でした。7番と8番の方に担当いただいたのは、同じくマニラでの保険金殺人事件の共犯者のうちの二人の殺人をした共犯者で、同様の手口で保険金殺人を2件行っているほかに、自動車の保険金詐欺や、被害者に対する詐欺、遺族に対する詐欺未遂などもあった事件でした。この事件では、被告人は事実関係を認めていて、争点は量刑ということでしたけれども、保険金殺人2件という極めて重大な事件ですし、道行きも非常に長くて、人間関係も複雑な事件ということで、これもやはり公判の初日から最終日まで4週間ぐらいかかる事件でした。公判審理が8日間、それから評議、判決を加えると12日間お越しいただいたということで、長い期間の審理をお願いした事件になります。

まず、重大事件を担当しての全体的な感想をお聞かせいただければと思います。全体的な感想ということで、何を言えばいいのかなと思われるかもしれませんが

ども、率直なこと、何でも結構ですので、重い事件を担当されての御感想をいただければと思います。では、1番さんからよろしいでしょうか。

(1番)

私の場合は何となく身近というか、内容が身近だったなということもあって、難しいのか、難しくないのかすらわからない状況から入りました。1週間ぐらい皆さんとお話しして、何か最終的に終わったという感じだったので、全体的な感想と言われると、1年経っているのですけれども、ぼやっとしているところがすごくあって、やったんだなという実感、ふわっとした実感しか今まだないです。

(司会者)

ありがとうございました。2番の方、お願いします。

(2番)

一番最初に裁判所から、裁判員の候補に選ばれましたという封書が来て、それを開いたときに、本当はできることなら断りたいと思っていたのですけれども、内容を読んでいくと、断る理由がなくて、それでできますということを出して、ここまで来て、選ばれないだろうとは思っていたのですけれども、結局モニターに自分の番号が映って選ばれました。そうなったら、もう真剣にやるしかないかなということと裁判に臨んだんですけど、その事件、内容を聞いていくにしたがって、後に控えている裁判はもっと大変だなとか、僕たちがやっただけでは、その全体の事件が終わらないというのはすごく感じていて、僕らの裁判が終わった後も、フィリピンとかマニラとかという言葉がテレビで流れると、ちょっと反応するようなことはありました。でも、その後の裁判員の方が、僕らのチーム以外にもたくさんいて、同じように自分の中でいろいろ考えてやったんだろうなとは思いました。

(司会者)

ありがとうございました。3番の方、お願いします。

(3番)

全体的な感想としましては、やはり初めは選ばれないだろうと、すごく軽い考え

でいました。いざ選ばれて、内容を聞いていくと、実際ニュース、報道なんかで見た一部分というのが、今まで感じたものとは全く違うものに思えました。というのは、やはり被害者、加害者両方とも、双方の意見がかなり伝わり、実感できて、この裁判員については非常にいい経験をしたなと思います。あとは、引き続きのフィリピンの事件なんですけれども、以後の話についても、やはり気にかけて、ニュースでは見るのですけれども、そのニュースで報道される一部分だけでは、全く捉え方が違うというのをしみじみ感じております。ですので、山梨県内に限らず、全国的な裁判員制度で行われた裁判というのが非常に気にかかるような、そういうような認識をしております。

(司会者)

ありがとうございます。4番の方、お願いします。

(4番)

私の場合も、皆さんと同じことで、裁判員に選ばれたということがちょっと自分でも信じられないような感じだったんですけど、やらなきゃならないなということと、もう一つは家族の後押しというか、私のところは二人で今農業をやっているんですけど、かなり女房の後押しがあったということと、近所の方にも非常に理解をさせていただきまして、ちょうど農業の一番忙しい時期で、近所の二人でやらなきゃいけない作業が一人欠けるものですから、大変だったんですけど、近所の方のお手伝いもあってできたということで、非常に周りの方には感謝しています。私の担当したのは、殺人幫助ということだったんですけど、その判決は、いろんな御意見の中で決めて、控訴がなかったということで、納得をしております。非常に人を裁くというのは難しかったんですけど、本人が納得したということは、罪を認めたんだなということで、私も肩の荷が下りたのかなという感じではおります。

(司会者)

どうもありがとうございました。5番の方、お願いします。

(5番)

私の場合は、今まで裁判を何回か傍聴をしたことがありますし、裁判員ということで、非常にいい機会だなと思って、最初から、実体的な真実はどこにあるんだと、その真実を解明するにはどのような方法があるんだろうかと考えていました。弁護士さんも検察官も、また裁判官も、法廷の皆さんもそうだと思いますけれども、真実が出てきて、そこから初めて量刑とか責任が生じてくるということで、どのような段取りで、どのような順番で、方法で、実体的な真実の解明をしていくのかと非常に興味を持っていました。非常に勉強になりました。ありがとうございました。

(司会者)

ありがとうございました。6番の方、お願いします。

(6番)

僕も皆さんと同じで、本当にこの通知が来たときに、きっとやらないだろうな、当たらないだろうなと思っていましたけれども、何か当たってしまいました。だけど、いい機会です。こういったことも参加しなければいけないということで、意欲を持って臨んだわけですけれども、内容自体は大きいなというふうに思いましたが、いろいろな自分の考えとかを言うことができ、その時点で自分の考え自体を内省することもできたかなと思いましたし、何か非常にいい経験だったなと思っております。ありがとうございました。

(司会者)

ありがとうございました。7番の方、お願いします。

(7番)

私も最初は通知が届いたときに、いろいろ迷いまして、とにかく説明会に伺って、それから決めようと思ひまして、伺いました。説明会に伺ったときに、気持ちが変わってきました。こんな機会は誰にでも来るものではないということがわかりましたし、全く知らない世界のことですので、よい勉強をさせていただくまたとない機会だと思ひまして、是非裁判員に当たればいいと、途中からそれを願うようになりました。結果やらせていただくことになりまして、評議はありましたが、それも苦には

ならなくて、毎日新しいことが学べるということで、ちょっとわくわくしたり、楽しい思いをして、それと裁判官の方や裁判所の方が、お気遣いをしてくださったところがかえって申し訳なく思いましたし、楽しく勉強させていただきました。ありがとうございました。

(司会者)

ありがとうございました。8番の方、お願いします。

(8番)

自分の中でこういう裁判とか司法のことは全然興味がなかったし、一生関わりがないまま、人ごとのように過ごしていく人生を送っていると思っていたんですけど、ここに出させていただいて、いろいろなことを経験していく中で、だんだんそういう世界がこんなにいろいろなことを考えながらやっているのだなということがわかっただけでも、自分のこれからの生き方にかなり違いが出てくると思います。

(司会者)

ありがとうございました。では、実際に重大事件を担当することで難しかったこと、それを実際皆さん最後まで、判決までやり遂げられた方々ですので、どのように乗り越えたのかといったあたりを少し突っ込んでお話をお聞きしたいと思います。実際の難しさですけれども、幾つか難しさがあると思いますし、先ほど全体的な感想の中で何点か挙げられていましたが、特に今回の場合は、4週間ぐらいかかった事件の裁判員の方にお越しいただいておりますので、日程がある程度長期間になり、お仕事をお持ちの方、御家庭をお持ちの方はその日常生活との折り合いという点で、おそらくかなり難しさがあったのではないかと思います。その難しさと、それをどのように乗り越えられたかということをお聞きしたいと思います。8番の方、お願いします。

(8番)

私は、レストランを夫婦でやっているんで、私がいなくなると、もうお店はストップになります。完全予約制で、一応裁判員に当たるということが決まったときに、そ

の当たる日にちは全部お休みを自分で取らせていただきました。もちろんこういう経験ができることとか、これに当たることは本当にまれだと思うんですけども、せっかく当たったので、その経験は自分の人生の中で何日間しかない重要なことだと思ったので、一応仕事は全部ストップして、ここに通わせてもらいました。けれども、今思うと、それは自分のこれからの人生の中に、すごくプラス思考になったし、生き方がちょっと変わったような気がするんで、すごくよかったと思います。

(司会者)

ありがとうございます。実際問題として、お店をストップしたことで、常連のお客さんから、何で開いていないのかと言われることはなかったのでしょうか。

(8番)

毎日やっているお店だと、結構来てくれたお客様が、何で休んだのかということもあると思うんですけど、完全予約制なので、とりあえず全部とめてしまっても、別にそのところをお客さんが取れないだけで、どうということはないんですけども、ただ一番の問題は、収入がゼロになっちゃったことですね。売り上げがその日はもう一つも貰えないんで、結構1か月。それとあともう一つは、裁判長が特に健康に気を遣ってくれと言うので、無理して働いちゃうと、風邪引いたりとか、いろいろそういう障害もあると思って、とりあえず、その裁判が終わるまでを全部お休みにしてしまっただけです。だからここに来て1か月の休暇を貰ったような気がします。

(司会者)

ありがとうございます。7番の方、お願いします。

(7番)

私の場合は、グループホームでしたので、多少遅れることはありましたけれども、特に支障はなかったと思います。それで職場の、病院の方にお話をして、こういう事情だからということを知っていただいたので、特に支障はございませんでした。

(司会者)

他の方の御理解があったということですね。ありがとうございます。6番の方、お

願います。

(6番)

仕事は、半ば公的なものだったので、理解はありまして、積極的に行ってもいいということでした。もし民間でしたら、そういった理解がもう少し進んでいかないと、長期というのはなかなか難しくなるのかなという感じでした。重大な事件だったなと思うんですけども、ちょっと心理的に非常にグロテスクというか、そういったものがなかったので、特に何か影響するというわけでもありませんでしたし、僕が山梨自体、あまり長く住んでいるものではないので、この事件自体を正直知りませんでした。うちにテレビとかもなく、全く新聞もとってなくて、今回のこれで初めて知ったので、そういった意味で、非常に小説を読んでいるような感覚でもあったりとかして、変な話、ちょっとわくわくもしていたり、そういったところも少しあったのかなと思います。なので、そんなに難しさというものは個人的にはあまり感じなかったです。

(司会者)

5番の方、お願いします。

(5番)

職場は理解があって、いい経験だから行ってこいと、国民の義務だということで、理解がありました。あとは、家庭的にも特に問題ありませんでした。一つ気を付けたことは、やっぱり健康を害して、欠席するわけにもいかない、重大事件ということで、健康管理に一番気を付けて、裁判に欠席しないように留意しました。

(司会者)

具体的には健康管理をどのように気を付けられましたか。

(5番)

いろいろ言葉が、難しい言葉がいろいろ出てきたので、辞書を調べたり、勉強をしていました。勉強とか、いろいろ辞書とにらめっこしたり、英語の先生と話をしたり、そんなような生活が多かったです。

(司会者)

わかりました。ありがとうございます。4番の方、お願いします。

(4番)

私のところはちょうど柿の生産が真っ最中ということで、先ほど申し上げたように二人でやっているものですから、一人では、夕方の出し入れとか朝の出し入れができないということで、非常に難しかったのですけれども、近所の方の御理解がありまして、朝は私も手伝いながらやったことがあるのですけれども、夕方は全部御近所の方のお手伝いをいただきました。それと、ちょっと最初年齢的な問題もあって、辞退してしまえばよかったかなという気もあつたんですけれども、やってみて非常に勉強になったというか、ちょっと人生の見方が違ったかなという感じもしております。そういう点では、本当に自分に対しても勉強になった期間ではなかったかなと、そんな思いでございます。ありがとうございます。

(司会者)

3番の方、お願いします。

(3番)

私は、裁判員についてはやはり理解があつたところで、特に仕事場では大丈夫でした。ただ、やっぱり1週間ぐらいいないとなると、終わった後にたまった仕事を処理するということできつかったというのがあります。家庭では、特に理解はあつたんですけれども、裁判所から封筒が来たというので、妻は、あなたは何をしたのというような意識があつたようです。実際には、1回目の候補に選ばれたという中で、そのまま選ばれてしまったわけですが、実は2回目も候補に選ばれましたというのが来ていました。実際1回目を受けてみて思ったんですけれども、2回目も是非続けて聞いてみたい、要は裁判員として連続してやってみたいというのは思いました。そんな中で、一応周りからは理解を認められるような状況でございました。

(司会者)

ありがとうございます。2番の方、日常生活との折り合いをどのようにつけられ

ましたか。

(2番)

僕自身は、仕事を一人でやっている職人なんで、昼間裁判所に来て、終わって帰って、お客さんから注文されている急ぎの分だけ仕事をして、普段と変わらないような仕事内容でした。家庭は、もともと帰るのが遅いんで、普段と同じぐらいに帰っていたので、特に支障もなかったです。あとは、何か結構真剣に考えたり、頭や神経を使うようなことが多かったんで、夜はスポーツなんかで汗を流して気分転換はしていました。

(司会者)

ありがとうございます。1番の方、お願いします。

(1番)

私は自営業をやっていて、誰か他の人に私の仕事のできる範囲のことをお願いして出てくるということで、現実的な話をすると、人件費が実際問題かかりました。自分でしかできない仕事もあるので、それを帰ってから、子供を朝送る前にしたり、子供が帰って、子供のことを全部して、夜に仕事をしたりということで、少し大変だったなというのがあるんですけど、先ほど7番の方が言われたように、すごく貴重な体験だったので、来ることに全然苦はなく、やりがいがあったということもあって、頑張れてはこれました。実際私は6日間ぐらい、1週間ぐらいそういう生活をしましたが、私は自営業で、自分がそういうのを取り仕切れるからできたんですけど、4週間という方もいらっしゃるすると、私が人を雇う立場で考えると、4週間その人が、誰か一人がいなくなるというのは、うちにはすごい大打撃というか、そういうことが逆だったら、行ってきてと、皆さんの職場のように言ってあげられたかなという新しい疑問を感じました。

(司会者)

ありがとうございます。皆さんのお話をお伺いしますと、仕事的内容的に折り合いが付きやすかったという方と、あとは職場の理解があって折り合いがつけられた

という方と、いろいろだと思いました。ちなみに、4週間の審理をお願いした方も、4週間ずっと毎日ではなくて、4週間のうちの何日かという審理を組ませていただきました。これは、皆さんの日常生活との折り合いという面からも、詰めれば2週間とか3週間になると思いますが、来ない日を作る形で行ったんですが、それについてはどうでしょうか。

(5番)

空いている時間は、こういう言葉をこう理解をしたらいいという、勉強をする機会があったので、連続してやるよりか、非常によかったと思います。

(司会者)

4番の方、ころ柿の季節だったと思いますけれども、ずっと毎日ではなくて、何日か空いたりしましたが、仕事との関係ではどうでしたか。

(4番)

そうですね。私の場合は、やっぱり空けていただいた方がよかったという感じがします。

(司会者)

6番の方は公的な仕事で援助もあるから、連続だとしても何とかあったという感じでしょうか。

(6番)

事件の内容自体が今回とても複雑だったので、空いている方がちょっと頭の中で整理できて、よかったかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。8番の方は、レストランを開ける日も間にありましたか。

(8番)

間が空いているときも、仕事をやりたくなかったですから、本当に1か月休んじやおうという気持ちになっていました。それが収入に結びつかなくなるのは当然なんだけれども、自分の中では結構毎日、毎日で疲れる部分もありました。それと、わ

からない質問をぶつけたときに、ちょっとインターバルがあった方がいいという、両方があったような気がします。

(司会者)

わかりました。7番の方、お仕事の関係では、ちょっと間が空いたことはどうでしょうか。先ほどのお話ですと、週2日ぐらいであれば、連続していても何とかやれたかなという感じでしょうか。

(7番)

それは大丈夫だと思います。

(司会)

わかりました。ありがとうございます。では、引き続き重大事件を担当することの難しさと、どのように乗り越えられたのかということをお聞きしたいと思います。今は日常生活との折り合いの話をお聞きしましたけれども、次は裁判員として仕事をする上での難しさの乗り越えというところをお聞きしたいと思います。いずれの事件も複雑な事件で、少年の事件だと精神科のお医者さんが出てきたりとか、生育歴がどうか、そんな話があったりして、事件の内容を理解するという難しさも、今回のいずれの裁判員もあったと思いますが、事案の理解という点で、どのような点が難しく、どう乗り越えたのかというところを少しお聞きしたいと思います。今度は4番の方、お願いします。

(4番)

私が担当したのは殺人幫助ということで、裁く対象が主婦で、主犯がいて、その奥さんということで、1足す1が2になるようなことでなくて、否認をしていたわけです。それをいろいろな証拠を積み重ねていって、有罪で懲役刑になったわけですが、悪いことをした人は、やっぱり裁かれるということが最後に自分の中で確信できたなというところですね。いろんなテレビみたいなことをしていると、ちょっとその犯罪の感覚という部分がなくなるんですけど、実際こういう裁判で、やはり悪いことをした者は裁かれるということが理解できました。

(司会者)

次に3番の方、複雑な事案を理解するというのを、どう乗り越えたかというところをお願いします。

(3番)

今、乗り越えられたかどうかというのは、いまだに実際わかりません。というのは、やはり案件について、被害者の気持ちは報道などを見ていて、やっぱり加害者が一番いけないなという強い拒否感が初めにあったのですけれども、加害者が自首しなければ全ての流れがつかめなかったのかなということもあり、自分の中で葛藤がありました。要は加害者側にも、やはり加害者側の意見があるんだなというのを思い知らされまして、かなり葛藤がありました。ですので、乗り越えられたのかどうかというのが、やはり裁判長や裁判官の手助けがあって、判決に至ったのではないかと、個人的には乗り越えられたかどうかというのは認識ができておりません。

(司会者)

ありがとうございます。2番の方、事案の理解で難しかったところとか、それをどのように乗り越えていったかということをお願いします。

(2番)

一番難しかったのが、被告人として前に立っている人が、実際に人を殺しているわけじゃないというところがあって、グループで人殺しを雇って殺させているというところで、自分の中で、殺人というのがどういうことなのかというのは、やはり裁判中に裁判官の方々や、他の裁判員と話をして、自分の中で納得いく答えを出せたかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。1番の方、お願いします。

(1番)

正直言って、してしまった罪はすごく大きいことだったんですけど、実際の流れというか、こういうことがあって人を殺すことになってしまっただけで今があるという状

況が、割合と私が担当した話は単純明快だったというようなところがあったり、本人はやりましたと言っているというところで理解にすごく苦しむということはありませんでした。内容を突き詰めていくときに、検察官の方、弁護士の方の資料を見て、普通のことが難しく書かれているような気がして、それを読み解くのが最初ちょっとよくわかんなかったりしたんですけど、話していたり、グループでのディスカッションなんかで、ああ、そういうことだったんだなということもあったので、特段内容を理解するのが難しかったということは、私はなかったと思っています。

(司会者)

ありがとうございます。8番の方、お願いします。

(8番)

ほとんどのことがわからないで裁判に臨んでいて、それで疑問が出ると、全部裁判長とか裁判官の方に質問したところ、すごく理解できるように答えてくれました。ただ一番自分の中で思ったのは、どんな人間でも生まれてから、その事件を起こすまでの過程というのがありまして、やっぱり親からの育てられ方、兄弟の在り方、環境の在り方、学校の在り方とか、自分の体の弱さ、強さとか、いろいろなものが入ってきていて、結果的に悪い友達に誘われてそこで事件を起こすとか、起こすことは絶対よくないことなだけけれども、なぜ止められなかったかということがあって、何でそこまで進んでいかなければならない、そういう環境にあったかということを理解するのが難しく、もちろん被害者は、その被害を受けたところから始まるんですけども、例えば犯人の場合は、多分生まれたときからそこに至るまで、ずっといろいろなことがあって、結果的に事件を起こして、それを何で止められなかったのかというのは、すごく疑問になっていました。法的なものは、いろいろ質問すると、本当に明解な答えが返ってきて、みんなが調べてくれたので、理解しやすかったと思うんです。ただ、そこに至るまでの経緯を、何とかすればいいのになというのが心情的に結構疑問になりました。

(司会者)

ありがとうございます。7番の方、お願いします。

(7番)

結構知っている事件だったので、多くはわからなかったんですが、それがだんだんどういうプロセスでそういうふうになったのかという部分がわかってきて、そうだったのかと感じましたし、難しいところは裁判官の御説明でよく理解できました。ただ人間はすごく弱いところがあるので、やはりその弱さで、意思の弱さでそこまでいってしまう部分もあるのかなと思いました。

(司会者)

6番の方、お願いします。

(6番)

先ほど申し上げましたように、この事件のことについては全く知らなかったのですが、この事件自体が非常に複雑だったと思っております。いまだに人に説明しようとする、どういうふうに言っているかわからないぐらい、登場人物も多いですし、たまたま僕らが担当したのは、通訳を全体的に必要とするものだったので、通訳が入るたびに、ちょっと考える余裕もできていたというか、もう1回振り返ったり、またその後に裁判官の方々も含めて、わかりやすく、何度もおさらいのようにつつと説明していただいたりしたことが、何度も何度もあったような気がします。そういうようなことがあって、どんどんこの事案についての理解というものが深まってくるというか、何かどんどん自分の中で少し考えられたかなというふうに思います。それがなければ、先に進んでしまっ、自分の理解が追いつかないところが多分あったのかなと思ったので、非常によかったなと思っています。ありがとうございます。

(司会者)

ありがとうございます。5番の方、お願いします。

(5番)

事件を理解する上では、やっぱり関係者が大勢いる、主犯がいる、共犯がいる、従

犯的な幫助犯もいるということで、その主犯の意思、共犯者の意思、それと幫助犯の意思までが、それが全て一貫して、やっぱり殺人事件なんですけれども、人が一人死ぬという結果の認識、けがをする認識とか、いろいろ途中でずれた内容の話がいろいろ出てきましたけれども、それを理解する、その言葉を理解する、日本語が入ってきたり、英語が入ってきたり、現地の言葉が入ってきたりしましたが、それを最終的にまで理解する意思がどの程度の意味なのか、それで結果の認識がどの程度であるかという点が非常に難しいな思いました。それを乗り越えた方法としては、いろいろ英語の先生とか、何人かが本を持ち出して、いろいろその言葉について勉強させていただきましたが、非常に勉強になりました。ありがとうございました。

(司会者)

ありがとうございました。では、事件の理解が難しかったかどうかという話が出ましたが、実際に法廷で証拠を提出したり、証人尋問をしたりするのは検察官や弁護人ですので、事件の理解のための証拠調べがわかりやすかったかどうか、あるいはこういうところが入ってくると、もっとわかりやすいかなというところがあれば、御意見をいただきたいと思います。8番の方から、お願いします。

(8番)

私の中では、証拠をこんなに一生懸命検察官の方がちゃんと細かくこの場で調べていって、すごいそれは膨大な時間と大変さがあるのだろうなと思いました。検察官はただ犯人を裁判にかけるといったような、そんなイメージでいたのですけれども、そこに至るまでの経緯というのは、ここでやらせてもらって、ものすごい大変なことを検察官もやっているし、もちろん裁判に関わるみんながそういうことをやって、その判決が出ているということで、何かすごい自分の中では、そういう世界を見せていただいて、いい経験をしたと思います。わかりやすさについては、自分が担当した事件は本人が自供しているもので、自供とそれがぴったり合っているもので、別に難しさは全然なかったような気がします。

(司会者)

何か検察官や弁護人の活動，あるいは証拠調べのわかりやすさという観点から，もっとこんなふうにしたらいのかなという点がありますか。

(8番)

もっとこういうふうにした方がいいかどうかというのは，自分の中では全然気にもならなかったし，そういう意見は出せないです。

(司会者)

わかりました。ありがとうございます。7番の方，お願いします。

(7番)

私も証拠調べのために，時間と労力をかなり費やしているということがよくわかりました。この事件が，裁判になるまで，ちょっと時間がかかったのはそういうことだったのかなということがよく理解できました。改善すべきところは，私にはよくわかりません。

(検察官)

検察官の佐野から質問させてください。7番と8番の裁判員の方に御質問したいです。御担当いただきました裁判員裁判は，道行き，時系列の長さで一番長い事件でした。2年半ぐらいの時系列を順番に追って立証していくというスタイルでした。被告人は，全面自白していましたので，その意味ではその事実があったのか，なかったのかということは大事だったと思うのですが，ただ増えていくエピソードの量や時間がすごく長いので，そのことについて我々ちょっと駆け足で立証をしてしまったところがあったものですから，消化不良を起こさずに，流れでちゃんと理解ができたかなというところを確認したいのですが，教えていただければと思います。

(司会者)

道行きのところを，検察官としては駆け足で立証してしまったという感想のようですけれども，そのあたり理解としてはどんな感想をお持ちでしょうか。8番の方，お願いします。

(8番)

確かにそのとおりです。未消化の部分がいっぱいあって。だけど、1回控室に戻って、そうすると裁判官の方が、理解できていないところを、ちゃんと理解するような形に我々にひもといてくれて、分からないことを説明して、もちろんその裁判官の方も分からなかったり、理解できなかったことは、次の日に、それをちゃんと消化できるように調べてきて、いろいろ判例を持ってきたりとかということもすごい詳しくしてくれたので、私的には何か検察官の方がわからなくても、ちょっと聞き流していても、その後にそのケアで全部教えてくださいました。他の事件を担当したことがないので、わからないんですけれども、当人が自白しているということが一番私たちは安心していて、本人が全部否定して、状況証拠だけ並べられたら、やはり疑問を持つと思うんです。だから、今回の事件に限っては、自分がここで選ばれたのは、ちょっとラッキーかなと思うんです。裁判官の方たちも本当に親切に教えてくださいましたので、何か司法が好きになりました。

(司会者)

ありがとうございます。7番の方、お願いします。

(7番)

必ず裁判長とかがおさらいをしてくださったので、毎回、それでちょっと忘れかけていたこともまた思い出して、理解して、導いてくださったので、それがとてもよかったですと思います。ありがとうございました。

(司会者)

ありがとうございました。6番の方、証拠調べのわかりやすさとか、検察官、弁護人の活動のわかりやすさという感想、あるいは何か改善点などがあればお願いします。

(6番)

証拠に関して言うと、非常に7番と8番の方と一緒に、すごくいろんなたくさん資料があったので、なるほどなど、すごいここまでやるんだなということでしたが、僕らが担当した被告人は、幫助の行為があったかどうかという心理的な面、それ

を物的証拠で、その判断をするというところでいうと、案外僕の個人的な感想というところはあるのですが、ちょっと弁護人の方の証拠が不十分というような気がしました。我々は、推し量ることはできない、あくまでも証拠の中で出てくるもので判断するしかないというふうに考えて、僕的には思っていてそういったところが、ちょっと差があるかなというように思いました。ただ、だからといって、決定したこととか、考え方ということに、特に影響があったかどうかというのは、ちょっと今のところはわかりません。

(弁護士)

弁護人の証拠が不十分だと感じたというのは、その物的証拠について弁護人が言っていることを裏付けるものはなかったという御趣旨ですか、それとも、本人が言っていることで、弁護人の主張とあまり沿っていないのかなというところですか。

(6番)

実際、やはりやっていない証拠を出せというのは難しいことだと思います。その物的証拠に基づいた、ある意味、ちょっと的を射ていない返答があったように感じるところがあって、ちょっと論点がずれていたような気がしています。印象でしかないですけども、そんな感じです。

(司会者)

ありがとうございます。5番の方、証拠調べのわかりやすさ、検察官、弁護人の活動のわかりやすさ、あるいは改善点などをお願いします。

(5番)

幫助ということになると、証拠といっても、内心の結果の認識ということが一番調べないといけないことだなということ、難しいと思いますけれども、人の意思の認定については、その人の行動によって、そういうことをしたわけじゃないといっても、行動がその意思を表しているということだと思いますので、行動を、どういうことをした、こういうことをしたということによって、その人がどういう意思があって、意思もとの、その人の意思や判断のもとに行動というのは出てくるもの

で、その行動、そういう行為を立証していくことがその意思を立証していく一つの手段になろうかなと思います。証拠調べについては、よくわかりやすく、資料をそろえていただきまして、ありがとうございました。

(司会者)

ありがとうございます。4番の方、お願いします。

(4番)

非常に証拠を積み上げ、いろんな証拠が出てきたということについては、ものすごく大変だったなという感じはするんですけど、ただ物的証拠というものがほとんどないんですよね。それは、もう相手の、要するに電話にしても、電話の内容が殺人に及んでいるかという、全然ない。電話をしたということはあるんですけど、それも二人の自供によって裏付けているということだったんで、その辺は裁判をしていく中で、ちょっと自分の中でいつもひっかかっていた問題なんですけど、さっきも申しあげましたように、被告人が控訴しないということで、自分で認めたんだなということで、自分で納得したつもりでいます。

(司会者)

ありがとうございます。3番の方、お願いします。

(3番)

初めに、ゼロの状態から裁判員の皆さんで初体験して、その資料的なものはほぼ完璧過ぎるような内容でした。ですので、それをかなりわかりやすい説明で、教えていただきながら、皆さんで考えたという、そういうような流れなんですけれども、実際に資料を渡されて、何か考えていくまで、やっぱりこんなに時間が短いような裁判ですので、非常に完璧な資料プラス、その資料の補足としての説明は非常にわかりやすかったです。あとは先ほども話がありましたが、証拠調べについては、非常に膨大な時間を費やしている、そういうのが今回の件で感じられました。裁判が非常に長いということが、なぜだろうかなというのは、いつも常日頃思っていたんですけども、その法廷に上がるまでの膨大な時間というのは、相当な労力だろうなと

いうふうに感じられました。

(司会者)

2番の方、お願いします。

(2番)

もちろん今まで裁判自体傍聴したことがなくて、いきなり法廷で座ったところが裁判員の座るところだったので、裁判ってどういうものなんだろうという自分の中の疑問がありながら、検察官の主張とか、弁護人の弁護とかを聞いていましたが、当然その中で聞き逃す部分があったり、後々考えると不思議な部分もあったりしましたが、休憩時間に裁判長や裁判官の方から丁寧に説明していただけたので、おそらくわかりやすかったのだと思います。僕の中では、納得いく結果を出せたので、わかりやすいということではないかなと思います。

(司会者)

ありがとうございました。1番の方、お願いします。

(1番)

私は、もう2番の方と一緒に、裁判に今まで全く携わったこともなければ、行ったこともないし、見たこともない、テレビの中のお話だったり、全然関係ない話で、どうしてこういうふうになって裁判が開かれるのかなと、本当にふわっとした状況でしか知らなかった中で、じゃ、こういう事件です、こういう証拠ですと見せられたものを、ただただそういうものなのだという形で吸収したというか、自分の中で理解をしたので、証拠がわかりやすかったのか、わかりにくかったのかというより、私の中では、なるほどと最終的には思えました。途中途中の休憩だったり、ディスカッションの中で、内容は理解ができたので、特段難しかったとは思わなかったんですが、裁判の中で、少年の症状であったり、精神的なものについてお医者さんの話を聞くときには一番難しかったです。正直私もそういう精神科に通ったこともないし、すごく厳しいような感じに見えて、ただただ怖い人だなと思いながら話を聞いていました。また話す内容も、普段聞きなれないようなことなどが、ちょっと難しかった

などすごく思いました。話を聞いて、その先生の言葉をかみ砕くのは、ちょっと難しかったかなというのがあって、結局自分の中では、検察官の方、弁護士の方が作ってくれたもの、フローチャートみたいな書類を見て、結局そちらによって、自分の中で理解はしていました。特段難しかったこともないですし、現場の写真を見たとき、実際モニターに映った写真が、ちょっと暗めだなという印象で、ちょっと見にくかったかなというのがちょっとあったのですけれども、実際亡くなった方がいない状態で、こういう感じですよということがよかったのか、悪かったのかはわからなかったです。

(司会者)

ありがとうございます。わかりやすさについてのコメントをいただきました。検察官の方は、今回確かに道行きが難しい事件だったと思います。証拠の作り込みなど難しかったと思いますが、何かございますか。

(検察官)

書証については裁判員の方が見てわかりやすいようにするということを意識しました。対して、冒頭陳述とか論告については、その場で分かりにくかったとしても、持ち帰っていただいて、評議のときに手元に置いて、参考にしてもらえればというつもりで、冒頭陳述や論告の時間では全部理解できないような情報になってしまうことを覚悟して作成したという経緯があります。

(司会者)

検察官の方は、他に質問などはありますか。

(検察官)

裁判員裁判の中で、被害者の処罰意思というものをどれくらい法廷に、どういう形で持ち込めばいいのかなというのを悩みました。結論としては、被害者の人たちのお話になりたいことを、なるべく遮らないようにして、そのままの形で持ち込むようにしました。被害者の希望も聞いたりして、証人尋問という形から意見陳述という形でまとめていって、裁判員の方たちが被害者の気持ちをどれくらい感じ取れ

るのかなとか、あるいは評議のときにどれぐらい意識をされるのかなとか、そういうことは常々気にかけていまして、もし差し障りのない範囲でその点をお聞かせいただければと思います。

(司会者)

評議の中の話は、評議の秘密に触れてしまうのでできないと思いますが、実際に被害者の方が語られたことを聞かれて、どういう感想を持たれたのかという点をお願いします。

(3番)

実際の裁判の中で、被害者の声というのを目の当たりにして、被害者が一番被害を受けているわけなので、一人一人の命の尊さ、重さ、そういうのが十分に印象付けられたんです。被害者の悲痛な思いに対して実際にこの裁判で応えられるのかどうかというのが、もう定かじゃないと思いました。一人一人の命が、例えば懲役刑で裁けるものなのかということをおもいました。被害者の声というのが印象に残っております。

(司会者)

では、4番の方、お願いします。

(4番)

これは、私が逆に被害者の立場なら、当然そういった声が出たなという感想です。

(司会者)

5番の方、お願いします。

(5番)

これは、難しいんですけども、被害者家族、どうしてこういう悲しい人たちを作ってしまうのかなというのをしみじみと感じました。

(司会)

6番の方、お願いします。

(6番)

同じく、被害者の御家族の方の声みたいなものは、非常に響きましたし、意識もしている一方、公正な判断というものをしなければいけないんじゃないのかなという意識も働きました。

(司会者)

ありがとうございます。8番の方、お願いします。

(8番)

個人的な意見ですけれども、もちろん被害者は許されるものではないという気持ちで臨んでいると思います。私の担当した事件だと、被害者の方の、被告人に対する憎しみが見えていました。被害者の方に同情もするんですけども、すごく難しく、もちろん許せることではないから、判決にそこを組み込んであげたいなというのがありますけれども、逆に自分は加害者の生い立ちを見ていく中で、どうしても両方とも理由があつてのことで、その被害者と加害者の中で判決を決めるに当たって、自分の中では葛藤があつたような気がします。

(司会者)

ありがとうございます。検察官、よろしいですか。

(検察官)

ありがとうございました。

(司会者)

中村弁護士、御意見などはありますか。

(弁護士)

お医者様に精神鑑定などをやっていただいて、それをどのように裁判員の皆様に御理解いただくかというのは、非常に難しいと思いますが、医師の話聞いて、検察官と弁護士それぞれの資料がある中で、どれだけ理解していたかというのを伺いしたいと思います。

(司会者)

1番の方、お願いします。

(1 番)

お医者さんのお話については、何となくどちら側というよりも、先生のお話という事で聞くようにしていました。その精神科医の先生がどういうふうにもその子を見て、そう思ったのかということを感じ、資料を見てそれを理解しようと思っていました。先生の言葉は、何しろ難しかったので、私の理解力の中では、追い付けませんでした。

(弁護士)

そのわからないところは検察官や弁護人、裁判官のフォローのもとに、納得し、御検討されているということなんですね。

(1 番)

そうです。

(弁護士)

いろいろと裁判官にフォローをされて、法廷の場でやっていることを後で時間を掛けてそしゃくをされて、自分の中に理解されたというようなお話を皆さんされてますが、具体的にどういったことを聞いていたのか、法廷で証人や被告人に対してぶつけるという方法もあるんだろうなとは思いますが、裁判官に聞くことと証人や被告人に直接聞くことなどを、どのように処理されていたのかなということ、更に差し支えない範囲で、裁判官がどういったことを説明していたのかという点を伺えればと思います。

(司会者)

一般論として言うと、あのとき証人に何を聞いたのかなというときにはっきり証拠、書証をもう1回見直すとか、例えば法律はどうなっているかということを探るとか、そういうことは一般論としてはあります。ただ、実際に、被告人や証人に質問した事項と裁判官が質問した事項の振り分けみたいなものがもし何かあるのであればお願いします。8 番の方お願いします。

(8 番)

被告人が話をしている、なぜそのようにしたのかという疑問がいっぱい出てくるんですね。その疑問を自分で聞けばいいんだけど、聞き方とか、ちょっと聞くのが恥ずかしい部分がたくさんありまして、裁判長にそれを振るんですね。すると、裁判長が、私が聞いてあげましょうかと、裁判のときにその質問をちゃんとぶつけてくれて、ちょっと的外れの答えがきたりとかしていると、また戻って、答えがこうですよねという、それをまた説明してくれたりとかして、私的には自分で質問をしたいことは全部裁判長にぶつけて、裁判長が全部してくれて、その後のフォローも全部裁判長がしてくれたので、とても私的には楽でした。

(司会者)

3番の方、お願いします。

(3番)

実際裁判の中で被告人の話では、矛盾点じゃないんですけども、やっぱり何でだろうなというのが感じられました。そういったものを、その人それぞれの考えがあると思うので、実際の話、私は質問しました。一応質問はできる立場であるんですけども、実際質問すると怖いというのがやっぱりありました。殺人犯だというような認識のもと裁判をしていますので、なかなか聞きづらいこともありました。ただし、簡単な質問については、質問させていただきました。

(弁護士)

質問のシーンは怖かったですか。

(3番)

怖さというより、被告人が全部自供していて、これがなければこの流れで裁判が行われなかったんじゃないかというのが私の中であったので、一応思ったことを聞いてみようと思いました。ですので、一応怖いというのは、初めはあったんですけども、話してみました。

(裁判官)

おさらいというような表現も出ましたけれども、疑問点をその都度解消していく

というのは、何か非常に審理のわかりやすさの中では、有益なことなのかなと、今皆さんの意見を伺っていて思いました。私の経験している中でも、質問としては、裁判官が法的知識から答えたり、また証人がどんなことを言っていたかということで、みんなで思い出しながら解消をしていく疑問と、証人本人に聞かなければいけない疑問の2種類が出てくるのが結構多いのではないかなと思います。証人本人に聞かなければいけない疑問というのは、おそらく裁判員の方御自身で御質問をされたりとか、あと場合によっては、裁判官が引き取って質問をしたりということで対処をしていって、疑問点を解消していくようなやり方がこの審理のわかりやすさという観点からは有効な方法なのかなというのを今皆さんに伺っていて思いました。ありがとうございます。

(司会者)

ありがとうございます。では、ここで一区切り付けて、わかりやすさのところは以上にして、また重大事件の難しさと、乗り越えた方法のところに戻りたいと思いますが、特に今回の場合は、すべてが殺人事件で、二人が殺された事件が二つあって、残りも保険金殺人という重い事件、その幫助、これは実際争いもあるという事件だったわけですが、実際その判断をすることの重さとか、精神的な負担の難しさと、それを乗り越えるにはどうしたのかというあたりをお聞きしたいと思います。5番の方からお願いします。

(5番)

行為をよくしていくためには、やっぱり法律というものは必要であるし、それを結局実現していくのがやっぱり義務であるというふうに考えれば、人が人を裁くのではなくて、法律がその行為を裁くというふうに考えれば負担は軽減されるのではないかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。6番の方、お願いします。

(6番)

全く5番の方と同じですね。自分というか、人を裁くというわけではないというところではないと、あくまでも法律がやって、その方向だとか、行為に対してという立ち位置に立つと、非常にわかりやすくなるというか、自分の中で理解しやすくなるというか、腑に落ちるというか、何かそういう感じがしました。

(司会者)

7番の方、お願いします。

(7番)

裁判長がおっしゃった罪を憎んで人を憎まずということを入れて考えました。実際に求刑で無期懲役だと言われたときには、ほっとしました。そんなところですよ。

(司会者)

ありがとうございます。8番の方、お願いします。

(8番)

自分は、そういう人を裁くということは、もちろん今までになかったことだし、できないことだし、どういうケアをしたらいいのか、被害者と加害者のはざまにも挟まれていたので、なかなか自分が決めることができませんでした。そして、それを裁判官の方に質問して、過去の判例を今まで何十年かの中にそういう事件、同じような事件があって、どういう判決が出ているかを一応、それも日にちを置いて調べていただいて、本当によく調べてきたなと思うぐらいたくさん調べてきていただいて、それを全部説明していただいて、乗り越えることができ、その判決に至ったと思います。

(司会者)

ありがとうございます。4番の方、お願いします。

(4番)

私も裁判は、先ほども申し上げましたように、1足す1が2になるようなところがなかった裁判かなと自分では思っておりますけれども、そういったことが最後は控訴しなかった、本人が納得したということで、私も納得できたというところですよ。

(司会者)

3番の方、お願いします。

(3番)

私自身、人を裁くということがやっぱり初めの段階から、いいのだろうかというように考えておりました。人を殺した代償として、この司法制度で裁判を通して刑を決めていくという流れ、そもそも土台に乗るこの法廷というのはすばらしいものだなと、逆に思っております。というのは、中には裁判にも至らない、そこまでも達しなくて、人が亡くなるというような事例が幾つもあるかと思えます。ですので、非常にこの裁判という制度に、改めていろいろなものを意識させていただきまして、そういうような日頃見たようなものとは違う、まるでドラマのような話の中で、そういうのが特に実感できて、いろいろみんなで話し合うということで、乗り越えられたのかなと思っております。

(司会者)

ありがとうございます。2番の方、お願いします。

(2番)

もちろん裁判員に選ばれて、事件の内容を聞いたときに、こんな重いのをやるのかというのは思ったんですけども、裁判官を含め、周りの人たちとミーティングしている中でも、だんだん罪自体を裁くのかというような意識を持つてからは、ちょっとは気分的には楽と言ったら被害者の方に失礼なんですけど、負担はちょっと減りました。一番難しかったのは、その罪に対する量刑を決めるというところで、人に頼んで、人を雇って殺させたのと、自分が刺して殺したのは、どのぐらいそこに差があるのかなというのは、やっぱり自分の中で考えることはありました。

(司会者)

ありがとうございます。1番の方、お願いします。

(1番)

精神的な重さというのは、やっぱり先ほどからお話にあったように、罪と人を分

けてちゃんと考えましょうというような感じの話があったので、そういうふうを考えることで、私も罪そのものを見なきゃいけないんだと思っていたんですけども、そうは言っても、やっぱり最終的にはその人の人生、悪いことをしたとはいえ、その人のこれからの人生を決めるのだなと思ったときには、やっぱりすごく考えたし、私が意見を出していいのかなという、自分にもそもそも自信がないし、なのにその中で、私ってこんなこと言えるのかなと思いましたが、でもこれはそういうふうな仕事だと思っていました。途中でいろんな話を聞いて、罪の内容を理解する上で、何かそれがまた段々日にちが経つごとに薄れていったというのは、実際あって、最終的にはその過去の判例を見て、それでいいなというふうに思って、じゃいざ判決しました、その日が終わりましたといったら、それでよかったのかなとか、本人はそれで納得しているのかなとか、それでわかってくれるのかなとか、結構しばらくずっと何か考えていたことが実際ありました。さっきも言ったように、子供がいて、実際年も近かったりすると、あれで本当によかったのかなというのは、本当に結構思っていて、しばらくはずっと考えてしまいました。

(司会者)

ありがとうございます。それでは、裁判所でもう少しフォローをしてほしかったということがあれば是非出していただきたいのですが、3番の方ありますか。

(3番)

ないです。

(司会者)

では、裁判員に選ばれた場合と、実際に最後まで仕事をされた後の心境の変化、これをお聞きしたいと思います。では、1番の方、お願いします。

(1番)

裁判員に選ばれる前、最初に、私も裁判員の名簿に載りましたと知らせが来てから、しばらく、最初はそれだけでも、最初の1か月ぐらいびっくりしていましたが、ずっとしばらく来なくて、その後封筒が来たときには、できればやりたくないなど

思いました。ちょっと荷が重いなと思いました。ただ、その説明会で話を聞いているうちに、半分、参加してみたいなという気も正直芽生えたのは実際に、思っているも、難しいなと思ったり、そこが半々で、番号が出てきたときに、やろうと思ったのも実際です。仕事を終えた後は、先ほどから言ったように、しばらくずっと、よかったのか、悪かったのか、経験自体はとても貴重だったし、経験できたことはよかったなとは思ってはいるんですけど、その結果がどうだったのかなというのは、正直総括できないかなというのは、いまだにちょっとだけ続いています。

(司会者)

ありがとうございます。2番の方、お願いします。

(2番)

それほど変わったかなというのは感じてはいないんですけど、周りに裁判员やっていたんだというと、大抵本当にあるんだというのを言われるんですよね。もちろんやった感想とか、どこに座るのとか、そんな話を聞くと、全然わからない人たちもいるから、そういう自分がそこにいる、話せることは積極的に話していった方がいいのかなとは思いました。

(司会者)

ありがとうございます。3番の方、お願いします。

(3番)

選ばれる前については、やっぱり裁判员制度ができてから、全く無関心でした。実際テレビに向けて、選ばれる人がいるんだというような感覚だったんですけども、実は終わってみても、心境の変化というかがあり、今後もう選ばれることはないんじゃないかと思っていますが、次また来たら、やりたいと思っています。極力可能であれば、何回かは経験したいというような心境の変化が出ております。

(司会者)

その無関心だったところから、何回かやりたいという気持ちに変わったという大きな要因はどんなところでしょうか。

(3番)

やっぱりテレビで見ている内容では、あくまでも被害者側の立場、要は被害者がかわいそうだとしか思っていなかったんですけど、実際加害者も加害者なりの話があったというのが、実際伝えられない、要は知り得ないような話、そういうようなのを経験できたというのもあるんですけども、こういう経験は本当に、もう二度とないと思っているので、またそういう機会があったら是非という心境に変わっております。

(司会者)

ありがとうございました。4番の方、お願いします。

(4番)

私もまさか選ばれるとは思っていなかったんですけど、選ばれたからには、これは自分でやらなきゃいけないなということと、もし選ばれたらやろうかなという気持ちがちょっとあったので、自分の中ではごく自然に裁判員裁判に入れたというところではあります。仕事が終わった後の心境と言われましても、ほとんど最初の気持ちと、ちょっと安堵感はあるんですけども、そんなに変化があるかというところ、そんなには変化がなくて、日常で生活している上には、ほとんど変化はございません。

(司会者)

ありがとうございました。5番の方、お願いします。

(5番)

私も周りの人から、裁判員裁判に行ってきたという話は何人か聞いていますけれども、まさか自分が選任されるとは思いませんでしたので、いい経験になりました。今度そういう人がまたいましたら、周りからそういう話があったら、是非協力するようにと、アドバイスができるかと思っております。ありがとうございました。

(司会者)

ありがとうございました。6番の方、お願いします。

(6番)

選ばれる前は、こういった世界は知らない世界で、本当にブラックボックスの、全くわからなかったんですけれども、実際選ばれて、皆さんが、弁護士の方、裁判官の方、検察官の方、その周りの方々も、いろいろとちゃんと仕事しているんだという、すごいなというふうに思いました。終わって本当にまだ、ちゃんと整理というものができているのかなというふうに、何となく感じました。

(司会者)

7番の方、お願いします。

(7番)

選ばれる前は、裁判員裁判は殺人事件で、残酷な写真を見なければならぬんじゃないかとか、そういうことも思ったりしまして、できれば辞退したいなという気持ちがありましたけれども、説明をお聞きして、是非やってみたいと思うようになりましたし、終わったときは、いろんなことを勉強させていただいて、何か達成感もありました。通うのにちょっと時間がかかるので大変でしたが、それは自分にとっては本当にいい経験をさせていただいた形です。そして、終わってから、今までは裁判員裁判のニュースが流れていても聞き流していたんですが、裁判員を経験してからは、見るようになりました。裁判員裁判に関して関心が出てきたというか、なるべく見るように、それと新聞記事も読むようになりました。それと、あとは友人や知人に、よい経験になるので、是非そういう通知が来たら、辞退しないで経験してほしいと伝えたいと思っています。

(司会者)

ありがとうございます。8番の方、お願いします。

(8番)

自分の中では、本当に180度変わったと思います。最初のころは、さっき何番かの方が言われたように、テレビに出ていても、人ごとだから、すっと通して、事件があっても、新聞読んでも、うーんという感じだったんですけれども、終わってからは、今までの経験がすごい経験で、やっぱりそういうニュースを見ると、ただ表面を

見ているのではなくて、一応被害者とか加害者とか、その判決の在り方とかも、全部自分なりに検討したりとか、何か言い方はすごく悪いんですけども、今まで全然知らない世界が、もう全然なんか電気がついて明るくなったみたいに、そういうことに興味が持てるようになったし、そういう経験をしたことは、自分の人生の中でもこれから生きていく中でもかなり違う生き方ができるんじゃないかと自分では思っています。

(司会者)

ありがとうございます。では、最後に、皆さんは最後まで仕事をされた方ですけども、これから裁判員裁判は続くわけで、これからまた選ばれて、仕事をするという方も山梨県にはたくさんいらっしゃるはずだと思います。ですので、これから裁判員裁判に参加する方へ、何かメッセージがありましたら、一言お願いしたいと思います。1番の方をお願いします。

(1番)

特にありません。すみません。

(司会者)

2番の方、お願いします。

(2番)

怖いものではないというのがわかったので、生活の中で許すのであれば、参加していいと思います。

(司会者)

3番の方、お願いします。

(3番)

貴重な経験なので、是非可能であれば出てもらいたいです。

(司会者)

4番の方、お願いします。

(4番)

本当に可能であればということと、それからやっぱり参加することをちょっと周りの方にPRするのも必要かなという感じはします。周りの方の理解を得るということ。そういったことも必要じゃないかなという感じがします。

(司会者)

5番の方、お願いします。

(5番)

人が人を裁くというような感情があろうかと思えますけれども、法律は行為を裁くということを理解していただければ、参加しやすいかなと思います。人が人を裁くのではないよと、法律はその行為を裁くのだよということをPRしていけば、もっと参加しやすいかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。6番の方、お願いします。

(6番)

安心してやっていただきたいなと思っています。

(司会者)

ありがとうございます。7番の方、メッセージをお願いします。

(7番)

今までは裁判というと、ちょっと閉ざされた部分みたいな感じがありましたが、決して怖くはないので、是非よい経験になるので、参加してくださいとお伝えしたいと思います。

(司会者)

8番の方、お願いします。

(8番)

やっぱり司法のことって、それに関わっている方はいろいろわかっているのだろうけれども、我々は全然わからないまま生きてきているので、こういうことに参加すると、もう何か全然違った意味でもって、自分の心も変わると思うので、是非参加

していただきたいなというメッセージを送りたいなと思います。

(司会者)

ありがとうございました。それでは、こちらで用意させていただいた話題事項は以上ですけれども、法曹三者の方から、最後一言ずついただけますか。裁判官からお願いします。

(裁判官)

本日は、率直なところを述べていただきまして、ありがとうございます。まず、多くの方から、いい経験になったというような言葉をいただきまして、非常にありがたい次第でございます。ただ、一方で負担感、経済的ないし精神的負担については、生の声をいただきましたので、これからそこをいかに解消していくか、全くゼロにするというのはなかなか難しいかもしれないですけれども、できるだけゼロに近い状態まで持っていけるようには、今後どういう工夫があらうかというのは、本日出た意見等も参考にしながら、今後も考えていきたいと思います。それからもう1点、アピールの話も出ましたけれども、職場の協力とか、周りの協力というのは、やっぱりあるとなしとでは大分違うような感じもありますので、そこは裁判所もこれから裁判員制度についても、引き続きPR活動というのは重要なと感じました。本日は、どうもありがとうございました。

(司会者)

検察官、お願いします。

(検察官)

今日はお忙しいところ、このような貴重な場を設けていただいてありがとうございます。検察官としまして、裁判員の皆様にどのように事案の概要を把握していただくのか、必要な情状の情報を酌み取れたかなとか、普段から腐心しているところがありますが、今日実際に担当した事件の裁判員の方々に、いろいろ教えていただいて、とても得るところが大きかったです。今後の裁判員裁判に活かしていきたいと思います。この制度は、国民の皆様の御理解の下に成り立っている制度でございます。

して、皆様の御経験を、この後戻られたら、周囲の方々に敷衍していただければ、ますますいいものになるのかなと考えています。是非よろしくお願いします。

(司会者)

中村弁護士、お願いします。

(弁護士)

皆様、お疲れさまでございました。弁護人の仕事というのは、こう言ってはなんですが、特に自白事件の場合には、悪い人の弁護、悪いことをしてしまった人の弁護をするということで、特に裁判員の皆様にはどういう目で見られているのか、また我々の考えがどういうふう伝わっているのかなというのは非常に気にするところがございますし、性質上受け入れられがたい類いのお話をすることもあります。そういった中で、本日皆様の方から被告人なりの事情があるとか、被告人のことを考えていたと、双方から見て光の当て方が違ふと、そういうようなお話をいただきまして、非常に励みになるところでございます。弁護士会としても、本日の皆様のお話を共有して、今後の弁護活動に生かしていきたいと考えております。今日はどうもありがとうございました。

(司会者)

では、残りの時間は、報道機関の皆様からの質問の時間に充てたいと思いますが、とりあえず代表質問の事項をいただいています。

(テレビ山梨記者)

審理内容を口外してはならないことは心理的な負担になったりしましたか。

(司会者)

8番の方お願いします。

(8番)

女房がどういう人が来ているのかというので、こんな人たちが来ているみたいなことはしゃべっていて、その他の人とは全然そういう、自分が裁判員をやっていることもその時点では何も話をしていないので、聞かれることもなく、全然別に問題

はなく通り過ぎました。判決が出てしまってから、一応裁判員をやったという話になったときに、判決のことはみんな知っているし、そこに守秘義務はなくて話をしても大丈夫なので、負担というのはあまりなかったような気がします。

(司会者)

7番の方、お願いします。

(7番)

特になかったですね。ただ、家に帰っても、登場人物の名前が頭をよぎったり、そういうことがありましたけれども、精神的な負担ほどではなかったもので、大丈夫だったと思います。

(司会者)

6番の方、お願いします。

(6番)

特にありませんでした。公判の内容というか、他の皆さんは公に知ることは知っていましたが、特に内容自体は周りからも聞かれませんでしたし、全然大丈夫でした。

(司会者)

5番の方、お願いします。

(5番)

普段の仕事も守秘義務に関係するようなこともありますので、特に今回の裁判の守秘義務についての負担はありませんでした。

(司会者)

4番の方、お願いします。

(4番)

全くありませんでした。

(司会者)

3番の方、お願いします。

(3番)

私は、職場で上司しか話していなかったのですが、周りの人に、何で休むのって聞かれて、裁判員として行っているということは言ってもいいとは言われましたが、やはり話をすると、いろいろ出てしまうと思って、ちょっとというような形で逃げました。そこら辺が精神的な苦痛だったかなと思います。

(司会者)

2番の方、お願いします。

(2番)

守秘義務ということに関して全く負担はなくて、裁判が終わった後、友達なんかと話をしていて、法廷内のことをしゃべってもいいんだよということを言われていたので、その裁判の話をすると、そんなこと言っちゃっていいのと、むしろ向こうから言われてくるような感じで、その辺やっぱりもともと守秘義務というのはその辺からわかっていなくて、何も言っちゃいけないというのが、もしかしたら一般の人たちには想像の中で負担になっているのかなというのはちょっと感じました。

(司会者)

1番の方、お願いします。

(1番)

精神的な負担としては、正直3番の方と一緒に、ぼろっと何か出てしまったら困るなどというのは正直ありました。あまりしゃべらないようにはしたんですけど、職場にも言ってこなきゃ出てこられないので、今日裁判員裁判があるから出かけてきますということだけ言って、内容もニュースで裁判員裁判がありましたということが流れるので、これに行っていたんだよという話ぐらいはしました。ただ、私の場合、事件の当事者が、そんなに遠い人じゃなかった、親戚とかそういうのでは全くなくて、地域的に遠くなかったのですが、その人とばったり会ったらどうしようと、終わってから思ったりしました。商売をしているので、お店に来たらどうしようとか、ふとしたときに思ったりすることはいまだにあります。似ている人が来ると、はっと思

ったり、そういうことは正直あります。

(テレビ山梨記者)

判決を下す日まで、気持ち的に、精神的にどのように過ごしましたか。

(司会者)

1 番の方、お願いします。

(1 番)

特段判決の日だからというのではなく、毎日毎日のことと、日々過ごしてきたことで、今日が判決の日というだけだったように私は感じています。

(司会者)

2 番の方、お願いします。

(2 番)

できる限り普段と変わらない生活をしようとは思ってはいたんですけど、周りから見れば、少し緊張している面もあったのかなということは感じております。もちろん僕ら裁判員がその場で判決を下すのではなくて、下すのは裁判長というのがあったので、その場に立ち会うと言葉が違っているかもしれないんですけど、その場にいるということは、やっぱり自分にも責任があるんだということは言い聞かせながら、最後までいた感じです。

(司会者)

ありがとうございました。では、3 番の方、お願いします。

(3 番)

裁判員を拝命している期間については、基本的には裁判所を出たら考えないようにしていました。ですから、判決まで何を思っていたかとなると、もう真っ先に仕事をしていたので、常に考えないようにというような形で思っていました。ただ、一番ほっとしたのは、家に帰って、ニュースを見て、判決が下ったニュースが流れたときが一番ほっとしたというように感じました。

(司会者)

ありがとうございます。4番の方、お願いします。

(4番)

特別違った気持ちで過ごしたという気はなかったんですけど、それまでにかかなり議論を重ねましたし、普段と変わらない心境でやっておりました。

(司会者)

5番の方、お願いします。

(5番)

特に判決の日についてということはないですが、裁判を通して、真実はどこにあるんだろうということはずえず考えていました。特に判決の日も、それは変わりませんでした。

(司会者)

6番の方、お願いします。

(6番)

こちらに来る日は、始まって、終わったときには、もうその日の段階の話が自分の中であって、納得がいくものでしたし、あと自分の意見も述べられていたと思います。なので、一日一日は、もう出た瞬間から、特に何かするというわけではありませんでした。ただ、それがどんどん積み重なって行って、最終的に判決までいったのかなど、ちゃんと段階を踏んでいったような感じがします。

(司会者)

7番の方、お願いします。

(7番)

特には考えないでいましたが、判決を被告人がどう感じるかなということは考えたりはしました。

(司会者)

8番の方、お願いします。

(8番)

自分の中では、人の人生を左右する判決を下すということが、もう既に自分の中で負担になっていて、時系列のすごく長い裁判だったので、もう一つでも聞き逃しのないように、全部理解できるようにと、みんなにサポートしてもらいながら、その事件を見ていく中で、だんだんそういう負担が逆になくなっていきました。最初に来た何日かは、すごく不安と緊張があったんですけども、判決を出すぐらいになるときは、もう全然そうではなくて、やはりこれはそういう、今まで起きたことが、とても重要なことをしているの、やはりこういう判決を出さなければいけないだろうなという気持ちになって、終わってからはよかったなという気持ちでしかありません。

(司会者)

ありがとうございました。

(テレビ山梨記者)

自分の判断を下す上で、意識したこと、注意したことは何かありますか。

(司会者)

1 番の方、お願いします。

(1 番)

意識はしていないんですけど、無意識に自分の子だったらどうなるかとかは、正直考えたのは本当のところ、だけど被害者のことを考えちゃったり、そういうことは確かにあります。

(司会者)

2 番の方、お願いします。

(2 番)

できる限り、それまでの判例と照らし合わせようという意識はしていました。なるべく自分の感情を入れないようにということはしました。

(司会者)

3 番の方、お願いします。

(3番)

先ほど7番の方がおっしゃいましたが、裁判長がおっしゃった、罪を憎んで人を憎まず、それを初めに言われたので、それが常にその期間中入っていました。それが判断の基準みたいに思います。

(司会者)

4番の方、お願いします。

(4番)

どうしても年齢がいくと、主観的にもものを見たりするんですけども、裁判所では客観的に見ようということを常に意識しておりました。

(司会者)

5番の方、お願いします。

(5番)

裁判所で、過去の判例等十分資料を提供していただいたので、それに沿って、また同じレベルかと、あとは内容が悪質であるかということ意識して対応しました。

(司会者)

6番の方、お願いします。

(6番)

何か意識的に、何かに偏るということはなくて、あくまでも公平なところで、心理的な感情みたいな、そういったものは意識をしていました。

(司会者)

7番の方、お願いします。

(7番)

やはり裁判長のおっしゃった、罪を憎み、人を憎まずということから判断しました。

(司会者)

8番の方、お願いします。

(8番)

自分の中では、被害者の気持ちと加害者の気持ちに感情移入してしまって、もし自分がその被害者だったり、加害者だったら、どうしようというのを、できるだけ入れないようにするのがすごく難しくて、同情もしてしまったり、罪と判決という中で、けっこう挟まれました。

(司会者)

他に、報道機関の方から何かございますか。

(テレビ山梨記者)

全国的にも裁判員裁判の選出手続の中で、辞退率が上がってきていて、皆さんは選ばれたからにはやろうという意識でやったということなんですけれども、その中で仕事だったりとか、仕事との折り合いだったりとか、大変なことも幾つかあったと思いますが、そういう辞退率が上がっていることについて、どんなことが課題として挙げられるとお考えでしょうか。

(司会者)

1番の方、お願いします。

(1番)

私は、届いた資料を見て、私辞退はできないんだなと思って来ました。実際来て、辞退できたんだとそのとき思いました。辞退ができるのであれば、私ももしかしたらしたかもしれないなという感じがしたんですけど、実際仕事もありますし、子供のこともありますし、ただ来て、やってみれば、すごく貴重な体験でした。話を聞いて、やっぱりニュースではわからない、事件って、そういうふうに奥まであるんだなという、感情だけじゃないという話もわかるようになって、ニュースの見方とか、裁判に対する考え方もすごく私も変わったので、いい経験だったなとは思っています。やってしまったからそれが言えるけど、まずやるまでに、確かにちょっと躊躇する人は、仕事の面だったり、今私は実際に介護が始まってしまったんですけど、実際、そういうことかなと思いました。

(司会者)

2 番の方，何かございますか。

(2 番)

もちろん生活の中で，割ける時間がいっぱいあるのかどうかというのが，一番のところじゃないかなと思うんですけど，僕はやってみて感じたのは，裁判员というのは，裁判長，裁判官と同じところに座る必要があるのかなというのをちょっと感じたし，その裁判自体をその場で聞いていなきゃいけないのかなというのがあるって，モニターなんかで，バックルームで見ていたんじゃないかなとか，若しくは全く裁判自体リアルタイムでそこにいないといけないのかなとか，いろんな疑問がちょっとあるにはありました。でも現状だと，やっぱり生活していく上で時間がとれない，もしくは恥ずかしい，ただ単に面倒くさい，そんな理由がいろいろあるとは思っています。

(司会者)

3 番の方，お願いします。

(3 番)

私は，実際に前の職場，民間の企業に勤めていたんですけども，その会社ではやっぱり仕事が忙しくて，もし選ばれたとしても，その会社だったら，まず忙しいと断っていると思います。会社としての理解が得られないんじゃないかというような感じがあります。続いて，裁判员の候補として選ばれるときの，1 年間候補になりましたというその封筒ですね。あれが重々しくて，なかなか取っつきづらいです。そういうことがあったので，本当に選ばれたらどうしようというのが一番初めの封筒で感じられました。ですので，先ほど裁判所の広報という話があったんですけども，もうちょっと封筒とか，その中身をもうちょっと工夫した方がいいのかなと思います。

(司会者)

4 番の方，お願いします。

(4番)

一応自分の生活圏での理解というか、周りの人の理解が一番必要だろうと思うんです。それと、もう一つは理解をさせるのに、裁判員に理解をさせるのではなくて、例えば、先ほどもありましたように、民間会社とか、そういったことにも大いにPRする必要があるということだと、もう一つは裁判員というものに対して、非常に興味を持つということが自分としては大切ではないかなという、そんな感じがします。

(司会者)

5番の方、お願いします。

(5番)

私が聞いた話だと、ちょっと年だからとか、ちょっと甲府まで遠いからというようなことで、辞退したという人の話を聞いています。社会現象として、高齢化とか通勤の問題とか、そのようなことも関係してくるかなというような感じがします。

(司会者)

6番の方、お願いします。

(6番)

私は、こういったことがあるかなというところがあったので、来られたというところは確かにあると思います。だから、民間のやはり忙しいところだったら、恐らく来ないだろうなどは考えられます。あとは現実的には、特に何もこだわりはなかったんですけども、これに当たって、日当といいますか、お金が支払われるというものがあるので、そういったところで参加率が増えるという可能性はあるのかなとちょっと思ったりします。

(司会者)

ありがとうございます。7番の方、お願いします。

(7番)

家族だったり、職場だったりの理解も大事だと思いますが、本人の国の義務だという意識も必要だと思います。

(司会者)

8 番の方，お願いします。

(8 番)

裁判員に選ばれて，今意識が変わりましたけれども，やはり裁判員になる前は，何か蚊帳の外にいて，面倒くさいとか，そんなのやらない方がいいとかという，要するに一般の人がこの裁判員を理解していないというのが一番大きな問題で，みんなが理解してくれることの大切さと，それから重要性とか，いろいろなことがわかると，もうちょっと参加率が増えるかなと思います。自分がやったことで，もう全然 180 度変わっているので，先にその理解がみんなができれば，もう少しいいかなと思います。

(司会者)

ありがとうございました。

(読売新聞記者)

何人かの裁判員経験者の方がいい経験をしたとおっしゃっていて，その趣旨としてはいろんなものがあるわけですが，御自身の言葉で，いかにいい経験だったか，それを教えていただければ，多分これから通知を受けていない人にもよりわかりやすいのかなと思うので，そのあたり，どういい経験だったかをお聞かせいただければと思います。

(司会者)

1 番の方，お願いします。

(1 番)

いい経験って何かと言われたらすごく難しいんですけど，経験というより，自分の見方が変わりました。殺人事件でしたが，被害者はかわいそう，加害者は悪い人という漠然としたものじゃなくて，その中にはいろんなものがあるんだなということもあったし，もっと何かあるんだなと思いました。その経験をした後，そういういろんなことの見方が全てにおいて変わったというか，私は人を雇う立場ですけれども，

今までとは何かちょっと違った視線で見えるようになってしまったというか、なることもできたというか、何か自分のいろんな思っていた、正しいと思っていたことが、全部正しいんじゃないんだとか、また決めつけないで物事を考えられるようになったとか、何しろ自分の考え方を変えるいいきっかけになりました。

(司会者)

2番の方、お願いします。

(2番)

僕が関わった裁判自体は、そんなにグロテスクなものがあったわけではなく、もちろん撃たれたタクシーなんかは出てきたんですけど、その事件によっては、もっとトラウマになりそうな部分もあったりすると思うんですね。もちろんそういった経験をされた裁判員の人もあるだろうし、そういったちょっとマイナス的なことは報道されやすいところなんですよね。だから、そういうのを聞くと、やっぱりグロテスクなものを見なきゃいけないのかなとか、いろんな勝手にこっちの方でイメージを膨らませてしまうというか、なのでそういったところの部分もちゃんとされていて、裁判員として参加されている人たちの精神面のフォローであったり、そういったことはきちんとできるということをアピールするのが一番じゃないかなというのはちょっと感じます。

(司会者)

ありがとうございました。3番の方、お願いします。

(3番)

いい経験かどうかわからないんですけど、法律のホの字も知らない人間が、今回こうして法をかじった、そういうのがいい経験になったんじゃないかなと思います。

(司会者)

4番の方、お願いします。

(4番)

非常に単純な言葉で、物すごくラッキーだったなという、当たって、裁判員になれ

たということが、自分の中では非常にラッキーだったなと思います。周りの人も、大変だよとは言いながら、ちょっとうらやましがっていたなという感覚がしますので、そういう意味では、いろんな問題もまたいい経験ということで、一番そういったことが自分の印象の中では残っております。

(司会者)

5番の方、どのようにいい経験でしたか。

(5番)

大変難しいんですけれども、本当に一生懸命、集中して対応できたということと、それから報道で、今までは事件があるというのは、タッチしていないと、ああ、こういうことがあったぐらいで軽く流すんですけど、それに関わって、本当に真剣にそれについて考えていくということで、そういう面で、事件の見方もまたちょっと変わってくるんじゃないかということで、非常によかったと思います。

(司会者)

6番の方、お願いします。

(6番)

まず、社会に生きる一人として、社会的責任を具体的な形で果たせたのではないかなという面が一つあります。あとそういった中で、自分の考えみたいなものも内省することができたのではないかなと考えました。

(司会者)

7番の方、お願いします。

(7番)

裁判の流れみたいなものを具体的に経験させてもらいました。いい経験をさせていただきました。

(司会者)

8番の方、お願いします。

(8番)

ちょっとお門違いになるかもしれないんですけど、私は県外から越してきて、ぶどうの観光農園が近くにあるところに住むことになったんです。その観光農園が忙しいので、とりあえずぶどうの取り入れとか、ちょっとお手伝いをしたんですが、県外にいたときに、このぶどう高いねとか、このぶどうまずいねとか、色が青いねとかしか思っていなかったんですが、やらせてもらおうと、大変な思いをして、ぶどうを作って、このいい形になって、それでその甘さもこんなふうに入れて、大変な思いをしてやっていることが分かりました。県外からぶどうを買いに来る立場と、両方経験できて、今はその経験がものすごく役に立っていて、お客さんをおある程度喜ばせることができたり、ぶどうの売り上げを伸ばすことができているんです。それと同じで、行政とか司法とか、政治もそうなんですけど、中に入ると、そういういろいろなことが見えてきて、人に話すときにも、すごくかみ砕いて話せるというのは、すごくいい経験になっています。どんなことでもそうですけれども、例えば、絵を描くのも、その絵の中に時間が入っていたり、季節が入っていたり、そして温度が入っていたり、その見る人がただ絵を見ているだけだとただの絵ですけど、そういうものを感じながら見たら、すごい芸術になると思うんです。司法も裁判官がいて、検事がいて、弁護士がいて、その人たちがそれぞれ事件に関わって、そして裁きを出しているというのを理解したことは、自分の人生においてもものすごく有意義に思えて、これからはもっとももっといろいろな経験をしていきたいなという気持ちに、この年になってから特に感じました。

(司会者)

ありがとうございました。

(テレビ山梨記者)

裁判官に聞きたいんですけど、先ほど代表質問の中で、意識したこと、注意したことは何ですかということをお裁判員経験者の方に質問したところ、あまり感情で判断しないようにとか、主観で見ないようにという意見が多数あったんですけども、そもそも裁判員制度というものは、市民感情を取り入れるという趣旨があったと思

うんですが、そういうことについては裁判官としてはどう捉えているんでしょうか。

(司会者)

特に裁判官が主観的に見てはいけないとか、客観的に見てくださいということを行っているわけではなくて、おそらく参加された裁判員の方には、裁判というのはそうやらなければいけないものだというのがあって、裁判に入るということはそういうことだと思っておられるんじゃないかと思っています。今御指摘されたとおり、裁判員の方の感覚を入れるということは非常に大事なことです。思い付くままを言ってくださいという話はいつもしています。ただし、例えば被害者の感情だけで決めていいかどうか、あるいは被告人がかわいそうだからとか、それだけで決めていいかどうかというのはよく議論しましょうということを行っています。一般論として見るということだと思います。

(司会者)

お忙しい中、有意義な意見交換ができたと思います。我々としても今日の御意見を踏まえまして、更によりよい裁判員裁判を築いていきたいと思っています。本日は、どうもありがとうございました。